

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 (文学) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	余 佳城
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) 研究倫理に関する考察 — 「所有権」と「正義」を中心に			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主 査 (Name of the Committee Chair)		准教授	後藤 雄太
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)		教授	衛藤 吉則
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)		教授	後藤 弘志
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)		教授	本田 義央
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本論文は、近年社会問題ともなっている「研究倫理」のあるべき姿を哲学的に考察したものである。「研究倫理」と言えば、一般的には、学生・研究者に対するルール教育、トラブル回避のための「処世術」といった側面から理解される傾向が強いが、そうした表層的な理解にとどまるのではなく、「権利」や「正義」という倫理学的概念から研究倫理を哲学的に掘り下げたうえで、現在の研究倫理の在り方に対して批判的な観点から提言を試みている点に、本論文の特質がある。</p> <p>本論文は、全4章から成る。</p> <p>第一章では、学生・研究者における研究倫理観の形成を確かめるため、初等教育以降の情報倫理教育・研究倫理教育の現状と問題について分析している。調査が少々不十分な面もあるが、研究倫理の隣接分野である「情報倫理」との架橋を試みていること、日中両国における教育の在り方を比較考察したうえで両国それぞれの問題点を明確に指摘していることは高く評価できる。</p> <p>第二章以降では、研究倫理の過剰な強調、理想主義的過ぎる解釈という第一章で指摘した問題点を解決すべく、研究倫理の哲学的考察を試みている。</p> <p>まず第二章では、「権利」、特に「所有権」という概念に着目し、近代以前、ホブズ、ロック、カント、ノージックと所有権概念の変遷を追ったうえで、知的所有権の哲学的基礎づけ、および制限を試みている。著者自身の主張である「知的所有権の制限」ということを根拠づけるには、やや議論に飛躍が見られる点もあるが、研究倫理を哲学的観点から掘り下げようという試みは先駆的であり、その意欲は高く評価できる。</p> <p>続く第三章では、「正義」という倫理学的概念に着目し、ロールズにおける「公正としての正義」や科学研究における「価値中立性」の議論、マックス・ウェーバーにおける「責任倫理」の議論等を援用しつつ、研究倫理を「研究者倫理」とは異なるあくまでも手続き上のものと見なし、過大な倫理的な要求に制限をかけようと試みている。もう少し多様な具体例も交えた精密な議論が必要であるとは思われるが、現在における研究倫理への理想主義的過ぎる要求を問題視し、一石を投じようとする論旨そのものには十分意義がある。</p> <p>最後の第四章では、前章までの議論を踏まえつつ、日中両国における「模倣」という現実的問題の分析と解決について考察を試みている。ここでも著者は、「模倣」の積極的意義を強調し、知的財産権の過度の保護を批判している。特許権などの「産業財産権」と「著作権」の特質を十分に区別しないまま議論をしている点など、やや説得力に欠ける面も見受けられるが、「模倣」の創造的意義を回復していこうという論の方向そのものは十分に意義あるものと思われる。</p> <p>議論の粗さや紋切り型の思考も多少は見受けられるものの、「処世術」として受け取られがちな研</p>			

究倫理に哲学的考察を試みた点、研究倫理の過剰な強調・理想化がなされがちな風潮に一石を投じている点、また日中両国の歴史と現状を比較しつつ考察・提言を試みている点などは、本論文の独自性として評価に値する。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed 500 words.)